

(三) 厚生慰安に関する件

一 相扶充規則の改正を提案し會計監査役を各部職工中より一名宛選出する事

一 工務事務所内に人事相談所を設け従業員並其家族の為め人事面での相談機関とする事

一 每年一回慰安會を開催する。但し時宜に依り他の方法を以て慰安する事の方法

(四) 意見疏通に関する件

一 社員並に職工中より代表者を出し協議會を組織し諮詢機關を設置する事